

市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第 1 当該事案の概要

令和 6 年 5 月上旬、市内中学校に在籍する生徒（以下「対象生徒」という。）が、休日に校外において、同学年生徒 A（以下「生徒 A」という。）を含む複数の生徒と共に遊んでいたところ、対象生徒は生徒 A から悪口を言われ、言い争いになったことをきっかけとして、対象生徒は生徒 A から蹴られたり押し倒されたりするとともに、腹部を殴られ、首を押さえられた。

同日、対象生徒は、対象生徒の保護者に付き添われて医療機関を受診し、左前胸部及び右下腿打撲、頸椎捻挫、全治 10 日間と診断を受け、痛み止めを処方された。

同年 5 月中旬、対象生徒は、医療機関を再受診した結果、腰椎骨折と診断されたことから、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に規定された重大事態（以下「生命心身財産重大事態」という。）の調査を行ったものである。

第 2 調査組織及び調査期間

学校主体による調査とし、学校いじめ対策組織の構成員のうち、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、学級担任及び部活動顧問を調査委員とするほか、教育委員会職員、市職員及び弁護士の第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織において調査を行った。

調査期間は令和 6 年 6 月 3 日（月）から令和 6 年 10 月 17 日（木）までである。

第 3 いじめの定義等

法第 2 条第 1 項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の 3 つの要件からなる。

本事案における対象生徒に対するいじめを行ったとされる生徒の行為について、学校は、令和 6 年 5 月に把握した時点で速やかにいじめ事案と認知し、対処を開始していたが、本調査においては、前述の法の定義に基づき、改めていじめに該当するか検討した。

第 4 いじめの有無

対象生徒が訴えた次の 4 件の行為について、事実関係等の調査を行った。

- ① 行為 1（生徒 A に足を掛けられ、コンクリート上に押し倒された。）

対象生徒は、生徒Aから柔道の太外刈りのような形で足を掛けられ、転倒し、コンクリートの地面に背中を打ち付けている。生徒Aが行為を認めており、対象生徒が身体的苦痛を訴え、医療機関を再受診した結果、腰椎骨折と診断されていることから、対象生徒へのいじめに該当する。

② 行為2（生徒Aに腹部を1発殴られた）

対象生徒は、生徒Aから右手で腹部を1発殴られている。生徒Aが行為を認めており、対象生徒が殴られたことに対して身体的苦痛を訴えていることから、対象生徒へのいじめに該当する。

③ 行為3（生徒Aに足で蹴られた）

対象生徒は、生徒Aから数発蹴られている。蹴った回数については明らかになっていないものの、生徒Aが行為を認めており、対象生徒が蹴られたことに身体的苦痛を訴えていることや、医療機関を受診した際に下腿打撲と診断されていることから、対象生徒へのいじめに該当する。

④ 行為4（生徒Aに首を腕で押さえられた）

生徒Aは、対象生徒と取っ組み合いになった際、腕で首を絞めている。生徒Aが行為を認めており、対象生徒が首を絞められた際に身体的苦痛を訴えていることや、医療機関を受診した際に頸椎捻挫と診断されていることから、対象生徒へのいじめに該当する。

第5 学校及び教育委員会の対応について

学校及び教育委員会の対応については、次のとおり、法に基づく対応が速やかに行われたものとする。

(1) 法に基づくいじめの認知等の組織的な対応

学校は、上記暴力行為が発生した翌日に対象生徒の保護者から連絡を受け、直ちに学校いじめ対策組織会議を開催し、対象生徒が身体的苦痛を訴えている状況から速やかにいじめ事案と認知した上で、教育委員会に報告し、策定した対応プランに基づき、生徒Aへの聴き取りを行うなど、組織的に対応を進めた。

(2) 重大事態への対応

学校は、対象生徒の骨折の程度が判明した時点で、心身に重大な被害が生じた疑いがあると判断し、翌日に重大事態の発生について教育委員会へ報告した。

教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告を受け、速やかに重大事態と認定するとともに、同日中に対象生徒の保護者と面談し、いじめの重大事態調査に係る説明を行った。

同日、学校は、校内に調査組織を設置し必要な調査等を開始した。

第6 当該事案への対応及び再発防止策について

(1) 当該事案への対応について

学校は、本件発生後、次の対応方針に基づき組織的な対応を進めた。

ア 対象生徒の心のケアや安心した学校生活を送るための支援

<具体的な取組>

- ・安心して学校生活を送ることができるようにするため、授業中や休み時間における見守り活動の実施。
- ・心のケアのため、担任が放課後、教育相談の実施。

イ 生徒 A の抱える課題や背景等を踏まえた成長支援の観点からの指導や支援

＜具体的な取組＞

- ・自己の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切な指導を行った。
- ・家庭における指導の協力を促すため、生徒指導主事による教育相談結果について家庭に連絡し、家庭と連携した指導を行った。

ウ いじめの解消に向けた取組

＜具体的な取組＞

- ・同一学級に所属する対象生徒と生徒 A の距離を確保するため座席配置を工夫するなどし、対象生徒の心理的不安を取り除いた。
- ・周囲の生徒が傍観者とならないようにするため、全学級においていじめを見たり、聞いたりした場合の適切な行動について指導を行った。

(2) 再発防止策について

学校は、本件と同種の事態の発生防止に向け、次の再発防止策に取り組む。

ア アンガーマネジメントや他者を思いやる心を育成することに取り組む。特に、他者を思いやる心の育成に向けては、教育活動全体を通じて取り組んでいく。

＜具体的な取組＞

- ・思いやりの心を育成するため、道德の授業や学校行事等の充実を図る。
- ・悩みや不安を抱え込まないよう、いじめアンケートや心と体のチェックを行う。

イ 教職員が生徒の些細な変化に気付き、いじめを見逃すことなく、適切に対処することができるようにするとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り対処する。

＜具体的な取組＞

- ・全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき対処することができるよう、校内研修を実施する。
- ・学校だけでの解決が困難な事案の対応に向け、警察や弁護士など、学校以外の関係機関や専門機関と連携する体制を構築する。
- ・いじめの未然防止、早期発見など保護者の責務について、学校だよりや参観日などを通じて啓発を図る。